平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名　双　日　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長 加瀬 豊
(コード番号 2768　　東証第１部／大証第１部)
問合せ先　　広報部長　神子 浩二
電話番号　　03-5520-3404

定款の変更に関するお知らせ

当社は、本日 4 月 28 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を本年 6 月 23 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に提案することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）発行可能株式総数の変更（変更案第 6 条）

当社は、持続的成長を担保する強い収益基盤の確立を目指し、平成 24 年 3 月期を最終年度とする中期経営計画「Shine 2011」に取り組んでいます。また、平成 25 年 3 月期以降は、持続的成長を一層加速させることを目指しています。そのためには、新規事業の推進はもとより、M&A の実施や適宜適切な投融資活動等が必要となります。

一方現在、当社の発行済み株式総数は 1,251,499,501 株と、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数に近づきつつあり、上記施策を担保する資金調達手段が限定されています。そのため、資金調達手段の選択肢を広げ、かつ機動的な資本政策が行えるよう、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数 1,349,000,000 株を、適正な水準である 2,500,000,000 株に変更するものです。なお、今回の定款第 6 条の変更は、いわゆる買収防衛策の導入を意図したものではありません。

（２）配当財産に関する除斥期間の変更（変更案第 35 条）

期末配当金および中間配当金の受け取り期間を延長し、株主の皆さまの便宜を図るため、配当財産の除斥期間を、3 年から 5 年に延長するものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第2章　株式 第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、普通株式13億4,900万株とする。	第2章　株式 第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、普通株式25億株とする。
第6章　計算 第35条　（配当財産の除斥期間） ①配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その交付の義務を免れる。 ②（条文省略）	第6章　計算 第35条　（配当財産の除斥期間） ①配当財産がその交付開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その交付の義務を免れる。 ②（現行どおり）

以上